

豪雪地帯対策特別措置法における現行の主な事項と改正事項(案)

資料 1

現行の豪雪地帯対策特別措置法に規定されている事項

1. 法の目的

- 雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策の樹立・実施により、豪雪地帯における産業の振興と民生の安定向上に寄与する

2. 豪雪地帯対策基本計画等

- 豪雪地帯対策基本計画（基本計画）、道府県豪雪地帯対策基本計画（道府県計画）の策定
- 国は、財政の許す範囲において、基本計画の実施を促進するよう努める【財政上の措置】
- 地方公共団体が、基本計画・道府県計画の達成のために行う事業に要する経費に充てるための地方債についての配慮 等

3. 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定

①工事の早期着工等

- 早期に工事に着手することができるようにする等、基本計画及び道府県計画に基づく事業の効率的な実施に関する配慮

②克雪住宅の普及促進

- 克雪住宅の普及促進に関する配慮

③除排雪体制の整備

- 人口減少、高齢化等により除排雪の担い手が不足していることに鑑み、除排雪体制の整備を促進するよう配慮

④空家に係る除排雪等の管理の確保

- 空家について、除排雪等の管理が適切に行われるよう必要な措置を講ずるよう努める

⑤快適で魅力ある地域社会の形成

- 快適で魅力ある地域社会の形成のため、積雪期の住民の健康増進・交流のためのレクリエーション施設等の整備、農業水利施設の融雪のための利用促進等が円滑に図られるよう配慮

⑥豪雪地帯に適した産業の育成等

- 豪雪地帯に適した産業の育成を図り、利雪に関する試験研究の体制の整備及び研究開発の成果の普及を促進するよう配慮

⑦雪冷熱エネルギーの活用促進

- 雪冷熱エネルギーを活用した施設の整備等の取組が促進されるよう配慮

⑧総合的な雪情報システムの構築

- 雪に関連する多様な情報を適切かつ迅速に提供する総合的な情報システムの構築が促進されるよう配慮

4. 特別豪雪地帯に対する特例措置（令和3年度末まで）

①基幹道路の整備の特例

- 特別豪雪地帯における基幹的な市町村道の改築については、道府県が行うことができる 等

②公立小中学校等の施設等に対する国の負担率の特例

- 公立小中学校等の分校舎等の新築・改築等に係る国の負担割合の嵩上げ

今般の改正事項

I. 総則的規定の整備

(1) 目的規定に現状認識を追記

豪雪地帯の困難な状況を踏まえるべきことを目的規定に明記

(2) 基本理念の新設

豪雪地帯対策は、
・国土強靱化の観点から雪に強い安全・安心な地域社会の実現に向けた克雪対策を充実させること及び
・親雪又は利雪の観点から豪雪地帯における自然的特性、固有の文化等を生かした取組を積極的に支援することにより、農業、林業その他の産業の振興及び地域活性化等を図ることを旨として行われなければならないものとする。

II. 基本計画等の策定・実施に関する規定の追加・見直し

(1) 財政上の措置の見直し

国の財政上の措置に関する規定を見直し

(2) 豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策の促進への配慮

基本計画・道府県計画は、豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策を促進するものとなるよう配慮するものとする。

III. 国・地方公共団体の講ずべき措置に関する規定の追加

(1) 交付金に関する規定

①交付金の交付その他の措置

国は、除排雪について持続可能な体制の整備や安全確保の取組を行う地方公共団体に対する交付金の交付その他の必要な措置を講ずるものとする。

(2) 除排雪時の死傷事故防止のための規定

②命綱固定アンカーの設置の促進等

国及び地方公共団体は、既存住宅等への命綱固定アンカーの設置の促進及び命綱等の除排雪の安全を確保するための装備の普及が図られるよう配慮するものとする。

③克雪技術の開発・普及

国及び地方公共団体は、克雪に係る技術の開発及び普及を図るよう配慮するものとする。

(3) 幹線道路の交通確保のための規定

④幹線道路の交通確保

国及び地方公共団体は、短期集中的な降雪が生じた場合においても、幹線道路の交通が確保されるよう、除排雪体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

IV. 特別豪雪地帯に対する特例措置の期限延長

特別豪雪地帯に対する特例措置の期限を10年間延長する。